

- ✓ インターネット通販でトラブルに！
- ✓ 勧誘を受けて契約したけど、本当に大丈夫？
- ✓ 身に覚えのない請求がきた！どうしたらいい？

消費者トラブル ひとりで悩まず **すぐ相談！**



消費者ホットライン

い や や
188番

(居住地の消費生活相談窓口をご案内します。)



消費者のみなさんに
役立つ情報を発信！



大阪府消費生活センター
Twitter

検索



笑いDE学ぶ消費者トラブル
HS (ハイスクール) 編2022

大阪府 笑いDE学ぶ

検索